

議案第 1 1 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ，育児を行う職員の深夜勤務の制限について改めるとともに特別休暇の名称を改めるため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項中「同じ。）」を「同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって，同居し，かつ，生計を一にしているもの」に改める。

第17条第1項中「妊娠障害休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の請求に係るものについて適用し，同日前の請求に係るものについては，なお従前の例による。